

令和7年5月23日開会
令和7年5月23日閉会

第796回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 9 6 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 9 6 回湯川村農業委員会定例総会を令和 7 年 5 月 2 3 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（6 人）・出席推進委員（4 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（2 人）・欠席推進委員（3 人）

7 番	中 島 仁	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕		

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 4 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。春の仕事が大変な時で大きくやっつけらっしゃる方はまだ終わっていないということで 5 名欠席の連絡を受けております。大変申し訳ありませんが、ご了解いただきたいと思います。毎日テレビで米の価格が高いと騒がれておまして、大臣が交代になったばかりでまた違う政策でいくのではないかと思いますのですが、私たちにとってはやはり昨年くらいの値段であれば何とか生活できるかなと感じられました。今年もいい米を作って、最低でも昨年くらいの値段になるように村の一番のセールスマンである村長に PR してもらいたいと思います。少しでも高く売れば一番良いのですが、そこに今度は米離れということが出てくるとまた私たち生産者は困ってきますので、少しでも昨年よりは高く売れるようにこれから村長にもいろいろと要望していきたいと思っております。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、7 番委員と 8 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9 番委員、1 3 番委員、1 4 番委員から欠席の報告を受けております。農業委

員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 7 9 6 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日限りといたします。

議 長 日程第 2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に 5 番委員と 6 番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議案第 1 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2 ページにより、議案第 1 3 号を朗読。続けて 3 ページ以降を別紙により
説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、■■■■の
■■■■さん、譲受人は■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■字
■■■■の畑 1 筆で面積は■■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期
は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として
10 a あたりの対価を記載しております。世帯員の農作業従事の状況は男性■■■■名、
女性■■■■名のうち農業専従者■■■■名、農業補助者■■■■名であります。譲受人の経営面
積は自作地のみで合計■■■■㎡でございまして、遊休農地もなく、管理耕作さ
れており、効率的に農地を利用しています。田について利用権設定はしておら
ず、機械作業の委託をしております。また、畑は一部を近くの■■■■の児
童と一緒に耕作しております。譲受人は、お勤めになりながら奥様とともに年
間 150 日の農作業を行っているため、常時従事していると認められます。また、
農業機械については、トラクター 1 台を所有しております。申請地の場所につ
きましては、4 ページに位置図、5 ページには公図を添付しており赤色の枠の
部分でございまして、隣接する農地は譲受人所有の畑でございまして、また、畑の
東側には譲受人の宅地もございまして、このエリアですが、平成 11 年頃に圃場
整備が実施され、その際にこの場所に区画整理されたようで、実際には譲受人が
管理しておりました。農地を取得するためには面積要件が数年前までありまし
たので、農地を買うことができなかったのですが、法改正により面積要件が撤廃

されましたので、今回正式に申請することになりました。

議案第13号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。

10 番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

10 番委員 議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第13号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第14号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第14号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書6ページにより朗読。今回は再設定1件のみです。7ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

8ページをお開きください。今回の案件は相対の利用権設定を合意解約した上で、農地バンクを介した利用権設定に切り替えたものです。今年から耕作面積が増えるため、できるだけ農地バンクを通したいというご意向で申請されたものです。土地の所在は、大字■■■■字■■■■■■■■の田1筆■■■■m²です。出し手となる農地所有者が■■■■の■■■■さん、受け手となる農地借受者は■■■■の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地

借受者の負担です。契約の始期は令和7年7月1日、終期は令和17年12月31日の10年6ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和7年6月30日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。

9～10ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、11～12ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

7ページにあります貸付相手に関する要件の2の(1)の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長 議案第14号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 4番委員 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
場所を確認したいのですが、場所はどの辺になりますか。

議長 ■■■なので、■■■ですね。

事務局 そうですね。エリアは■■■になります。■■■集落の■■■寄りの北の端の方になります。湯川の土地と■■■の土地が混じっている場所がございます、ちょうど境になるような場所です。後で地図をお見せしたいと思います。

4番委員 排水路の南手で湯川分に入る場所ということか。

議長 湯川なので川よりはこちら側になると思います。

事務局 ■■■集落の川を挟んで西側になります。■■■と■■■が交差する場所です。

議長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第14号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第14号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第796回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第13号 原案のとおり決定

議案第14号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和7年5月23日午前9時23分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年6月18日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員